(趣旨)

第1条 廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、ごみ減量・リサイクルを支援する事業を行う事業者又は事業者団体(以下「事業者等」という。)に対し、予算の範囲内において岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業報奨金(以下「報奨金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業者等が実施する ごみ減量・リサイクルを支援する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次条の規定により岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者として 登録されている事業者等とする。

(岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者の登録)

- 第5条 岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者の登録の申請は、岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者登録申請書(様式第1号)及び岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業 計画書(様式第2号)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を行った事業者等が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすと 認めたときは、当該事業者等を岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者として登録する ものとする。
  - (1) 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことの許可を岡山市から得た者又は その事業者団体であること。
  - (2) ごみ減量・リサイクル支援事業計画書の内容が循環型社会の構築及び環境美化に寄与するものであること。

- (3) 岡山市環境パートナーシップ事業に登録していること。
- (4) びんのリサイクル量が1月当たり2トン以上又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「法」という。)において規定された使用済小型電子機器等(以下「使用済小型家電」という。)のリサイクル量が1月当たり20トン以上若しくはそのいずれもが該当すること。
- (5) 事業者又は事業者団体を構成する事業者のいずれもが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからルまでのいずれても該当しないこと。
- 3 岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者は、その登録の申請に係る事項に変更があったときは、速やかに、岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者登録変更・廃止届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。
- 4 岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、そ の登録を取り消すものとする。
  - (1) 岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者から事業を廃止する届出があったとき。
  - (2) 第2項の規定による登録を受けた日から2年間報奨金の交付申請を行わないとき。
  - (3) 虚偽その他不正な手段により第2項の規定による登録を受け、又は規則第20 条第1項各号に定める事由により報奨金の交付の決定の取消しを受けたとき。
  - (4) 第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(報奨金額)

- 第6条 報奨金の額は、次のとおりとする。
  - (1) びんのリサイクル重量1キログラムにつき5円。
  - (2) 使用済小型家電のリサイクル重量1キログラムにつき20円。
- 2 前項によって得られた額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 報奨金の交付申請は、規則及びこの要綱の定める条項の適用を受けることについて同意した上で、岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者等報奨金交付申請書(様式第

- 4号)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、次の各号に掲げるとおりとする。 ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。
  - (1) 4月から9月までに係る補助事業分 10月1日から10月31日まで
  - (2) 10月から翌年3月までに係る補助事業分 翌年3月1日から3月31日まで
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
  - (1) びんのリサイクル量が確認できる計量伝票又はその写し。
  - (2) 使用済小型家電のリサイクル量が確認できる計量伝票又はその写し。ただし、使用済小型家電のリサイクルは法に基づき認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。) に引渡したものに限る。

(決定の通知)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・ 完了届の提出は要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に廃止前の岡山市ごみ減量・リサイクル支援事業者等報奨金交付 要綱(平成21年市告示第585号)の規定によってした登録,手続その他の行為であ ってこの要綱の規定に相当の規定があるものは,当該規定によってした処分,手続その 他の行為とみなす。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。